

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	農業委員会事務局
指摘	契印について、備品台帳が作成されていなかったもので、改善を図られたい。
措置状況	ご指摘の未作成であった契印の備品台帳については、監査終了後の令和 6 年 4 月に作成をした。 今後は、富山市物品管理規則等に基づき、適正に対応してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農業委員会事務局
指 摘	休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当135/100欄に記載すべきところ、勤務した全時間を休日給欄に記載したことにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘のあった超過勤務手当の過小支給については、令和6年7月に誤りのあった該当月の超過勤務命令簿を訂正し、支給処理の手続きを実施した。 今後は、富山市職員の給与に関する条例等に基づき、適正に対応してまいりたい。

(別紙) 様式 3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	農業委員会事務局
意 見	現在富山市では、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、特定農地貸付けを行っている市民農園が多数あるが、今回の定期監査において、貸付規程が確認できない農園が複数見受けられた。 特定農地貸付けを行おうとする者は、申請書に貸付規程を添えて農業委員会へ承認を申請し、農業委員会は、承認の申請が一定の要件に該当する場合は承認することとされているが、この貸付規程が所管課や農業委員会にて保管されておらず、承認時に貸付規程の添付があったかどうか不明な案件が複数見受けられたため、貸付規程の再確認及び書類の保管のあり方について検討されたい。
回 答	現在、本市が管理する市民農園のうち、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、当局にて承認した農園は11か所である。 令和6年3月末現在で貸付規程が確認できない農園が1箇所あり、その所管課である農業水産課に対して、再整備するよう指示した。 また、今後、貸付規程については、貸付内容の承認時からの変更の有無や新規開設時の作成も含め、毎年5月に全庁照会にて確認及び周知するとともに、書類に加え電子データでの保管を行うこととする。